

名張市解体工事履行確認調査マニュアル

名張市総務部契約管財室

1. 目的

名張市解体工事履行確認調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、工事の安全、労働、環境への配慮等及び不良・不適格業者の排除等に資するため、名張市が発注する解体工事において、履行確認調査を実施する際の調査方法及び内容を定めるものである。

2. 適用対象

本マニュアルは、解体工事において、調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

3. 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行された日から実施するものとする。

(2) 本調査は、次の手順で実施するものとする。

①契約管財室長は、開札中に調査基準価格を下回る入札があることを確認したときは、落札の決定を保留し、履行確認調査対象である旨を宣言して入札を終了する。また、調査対象者に対しては、以下から必要な資料を2部作成し、原則として3日以内（休祝日を除く）に提出するよう求める。

(ア) 解体工事履行確認調査届出書

(イ) 当該価格で入札した理由（様式1）

(ウ) 工事費内訳書

(エ) 下請及び廃棄物処分予定業者の状況（様式2）及び施工体系図

(オ) 手持ち資材の状況（様式3）

(カ) 資材売却先及び売却先と入札者との関係（様式4）

(キ) 手持ち機械数の状況(様式5)

(ク) 労務者の具体的供給見通し(様式6)

(ケ) 過去に施工した解体工事名及び発注者名(様式7)

(コ) その他必要な事項

②契約管財室長及び当該解体工事を所管する室長は、調査資料の受領後2～3日後を目途に調査対象者から本調査の「4. 調査内容」に基づき事情聴取を実施する。事情聴取は、原則として調査対象者の責任者から行う。

③次順位者の調査が必要となった場合は、「3. 調査方法」の同様の手続きを行う。

4. 調査内容

本調査においては、特に次の内容について調査を行い、判定の基礎資料を作成するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

「当該価格で入札した理由（様式1）」から当該入札価格で当該解体工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。また、当該価格で入札した解体工事が施工できる理由を、資材売却費、労務費、当該工事事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請業者等の協力等の面から調査する。

(2) 工事費内訳書

①設計図書の要求事項を理解して見積もっているか、指定数量により積算しているか等について確認する。

②資材売却単価について、市場単価に比較して相当程度高いと認められる場合は、当該単価の設定理由について確認する。

③下請業者を予定している場合には、「下請及び廃棄物処分予定業者の状況（様式2）」及び施工体系図の内容の確認を行う。また、必要であれば、その下請業者からの見積書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。書類により確認できない場合は、下請業者のヒアリングを実施する。

④共通仮設費、現場管理費、一般管理費等諸経費の計上が適切かを確認する。

(3) 下請及び廃棄物処分予定業者の状況

「下請及び廃棄物処分予定業者の状況（様式2）」から、下請及び廃棄物の処分において、安全かつ確実に、履行できる体制か、また、環境への配慮等を確認する。当該解体工事で予定している下請及び廃棄物処分予定業者において、低価格での契約が可能としている場合、実際にその価格で履行できるかを、下請及び廃棄物処分予定業者の作成した見積書

等により確認する。

(4) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況（様式3）から、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

[具体例]

- ・足場材、その他二次製品を活用する。
- ・安全管理資材を保有しているか。

(5) 資材売却先及び売却先と入札者との関係

「資材売却先及び売却先と入札者との関係（様式4）」から、当該工事で発生する売却資材について、高価格での売却が可能としている場合、実際にその価格で売却できるかを、売却先の作成した見積書等により確認する。

[具体例]

- ・系列会社あるいは協力会社がある。
- ・永年にわたる取引がある。

(6) 手持ち機械数の状況

「手持ち機械数の状況（様式5）」から、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

[具体例]

- ・手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位である。
- ・資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- ・系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

(7) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の具体的供給見通し（様式6）」から、労働者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

(8) 過去に施工した解体工事名及び発注者名

「過去に施工した解体工事名及び発注者名（様式7）」から、過去5年以内に施工した解体工事の1～2例について、施工体制台帳及び請負代金内訳書等の提出を求め内容を確認する。

(9) その他の必要な事項

当該解体工事ごとに必要な事項を定め確認する。